

令和4年6月8日

学 生 各 位

理事（教育、学生担当）
飯 田 弘 之

コロナ禍における学生の海外渡航について

令和4年度の学生の海外渡航については、新型コロナウイルスの感染状況や、それに伴う国内外の渡航制限などを踏まえ、4月28日付けの電子メールにより通知しているが、今後は、以下のとおり取り扱う。

なお、今後も政府による方針の変更があった場合には、外務省の「海外安全情報」や日本における水際対策措置等の状況を踏まえ、取り扱いを見直すことがある。

<日本から海外に渡航する学生の取扱い>

学生の海外渡航については、外務省が発出する「海外安全情報」を踏まえ、当面の間、オンラインでの実施を推奨する。現地へ渡航する必要がある場合は、事前に指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について（誓約書）」を提出期限（※1）までに担当部署（※2）に提出すること。

以下の条件を全て満たす場合に渡航を可能とする。

1. 渡航先の機関等が学生の受入れを認めること。
2. 渡航先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル1以下であること。
3. 渡航先（国・地域）が日本からの渡航を制限していないこと。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。
4. 渡航先での活動日数が渡航先及び日本入国時の隔離期間を超えること。
5. 原則、渡航日の2週間前までに新型コロナウイルスのワクチン接種が3回以上完了していること。
6. 学系長及び理事（教育、学生担当）が渡航を承認すること。

※1 提出期限

渡航開始日の1か月前（ビザ申請が必要な場合は渡航開始日の2か月前）

ただし、土日・祝日等の場合は直前の平日とする。

※2 担当部署

- ・研究留学助成制度による渡航：学生・留学生支援課留学生係
- ・研究指導委託による渡航：教育支援課教務係
- ・企業でのインターンシップのための渡航：学生・留学生支援課就職支援係
- ・国際会議研究発表支援制度による渡航：教育支援課教育国際係
- ・上記以外の海外への出張：共通事務管理課

【注意事項】

- ・渡航先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル2以上になった場合は、渡航を中止することとし、すでに渡航していた場合は帰国する。その場合にかかる費用は、原則、自己負担とする。
- ・渡航中に日本国内での感染状況が悪化し、日本に入国できなくなった場合、現地での滞在の延長に係る費用は自己負担とする。
- ・担当部署は、渡航可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。

<海外に在住している学生の取扱い>

海外に在住している学生の当該国内での学会参加等に伴う移動については、当面の間、オンラインでの参加等を推奨する。当該国内で移動する必要がある場合は、事前に指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について（誓約書）」を提出期限（※3）までに担当部署に提出すること。

以下の条件を全て満たす場合に移動を可能とする。

1. 移動先の機関等が学生の受入れを認めること。
2. 当該国の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル2以下であること。
3. 学系長及び理事（教育、学生担当）が渡航を承認すること。

※3 提出期限

移動開始日の2週間前

ただし、土日・祝日等の場合は直前の平日とする。

【注意事項】

- ・当該国の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル3以上になった場合は、移動を中止することとし、すでに移動していた場合は帰宅する。その場合にかかる費用は、原則、自己負担とする。
- ・当該国内での感染状況が悪化し、自宅への移動ができなくなった場合、移動先での滞在の延長に係る費用は自己負担とする。
- ・当該国から日本以外の他国への渡航は認めない。ただし、日本への入国の際は、日本政府が定める措置に従うこと。
- ・担当部署は、移動可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。
- ・別添の「コロナ禍における海外への渡航について（誓約書）」は、「渡航」を「移動」と読み替え、文中の「海外渡航に係る遵守事項」の1、9、10、11及び14は適用しない。

<協働教育プログラム参加学生の取扱い>

協働教育プログラム参加学生のプログラム上必須となる渡航については、本学が相手機関と協議により決定する。渡航する場合は、事前に、指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について（誓約書）」を担当部署に提出すること。渡航前に、担当部署を通して、学系長及び理事（教育、学生担当）の承認を得ること。担当部署は、渡航可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。

<私事渡航の取扱い>

私事による渡航を行う場合は、学修への影響を慎重に検討して判断すること。学生は、必ず事前に「海外渡航届」（日本人学生用）または「一時出国・帰国届」（留学生用）に加え、指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について（誓約書）」を学生・留学生支援課に提出すること。また、必ず渡航前に、学生・留学生支援課を通して、学系長及び理事（教育、学生担当）の承認を得ること。担当部署は、渡航可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。

上記すべての渡航・移動において、全旅行期間を対象として十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険（補償の対象に新型コロナウイルス感染症が含まれているものに限る）に必ず加入することとする。

コロナ禍における海外への渡航について（誓約書）

年 月 日

学生番号 _____ 氏名（自署） _____

私は、以下の用務で渡航したいのでお認め願います。

渡航期間：

用 務：

用務先（国名、都市名、機関名）：

外務省が定める派遣先（国・地域）の危険レベル： _____ 感染症危険レベル： _____

ワクチン接種日： 1 回目 _____ 2 回目 _____ 3 回目 _____
（※接種を証明できる書類を添付）

なお、渡航にあたって、渡航先（国・地域）では自分自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って安全と健康に十分な注意を払うこと、及び新型コロナウイルス感染症に関する下記の遵守事項について承諾・厳守することを誓約いたします。

ただし、その他本学の規則等に定めのある事項はそれに従います。

記

※確認した項目に ☒ を記入すること。（ただし、私事渡航の場合は 2 及び 3 の項目への記入は不要）

- ☐ 1. 渡航先（国・地域）の政府からの指示や在外公館からの通知に注意を払い、入国に際し、一定期間の隔離措置等、渡航先（国・地域）政府及び受入機関の定める防疫事項について事前に確認するとともに、現地の法令を遵守すること。
- ☐ 2. 渡航先での行動制限（移動制限や自主隔離等）の状況及び受入機関における研究活動の状況等を踏まえ、目的とする活動（研究活動、研修、インターンシップ、学会他）が十分行える状況であることを確認したこと。
- ☐ 3. 渡航先の受入機関の受入責任者（受入教員または受入に責任をもつ教職員）から、滞在中に安全確保上の緊急事態が発生した場合には支援を受けることが可能であることや、現地緊急連絡先として本学からの連絡窓口として状況確認に協力することの承諾を得ていること。

※学会出席など現地受入機関のない渡航の場合は、学会事務局等。

〈受入機関の受入責任者〉（または全行程帯同する本学教職員）

氏名： _____

所属・役職： _____

電話番号： _____

e-mail： _____

- ☐ 4. 渡航前に、渡航先での安全な宿泊先が確保できていること。

宿泊先名： _____

宿泊先住所： _____

- ☐ 5. 渡航先で健康上の問題が発生した場合に受診できる医療機関が周囲にあること。
- ☐ 6. 本渡航について親族の了承を得ていること。
- ☐ 7. 本渡航を遂行できる健康状態であること。
- ☐ 8. 全旅行期間を対象として十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入していること。
- ☐ 9. 派遣先（国・地域）及び日本への入国時の隔離期間を考慮したうえで、日本からの出国を検討すること。また、隔離期間に係る経費については、自ら負担すること。

- 10.渡航先での活動日数が渡航先及び日本入国時の隔離期間を超えること。
- 11.日本への入国に際して、日本政府の定める防疫事項・水際対策を必ず遵守すること。
- 12.渡航期間中に新型コロナウイルス感染症に感染し、それに伴う隔離、入院等が発生した場合は、隔離や治療に係る経費について自ら負担すること。
- 13.新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化等が生じ、本学が学生の安全を第一とし、派遣の中止あるいは帰国勧告を行った場合は、本学の指示に速やかに従うこと。派遣の中止あるいは帰国に関する費用は、原則、自己負担となる。
- 14.現地渡航中に日本国内での感染状況が悪化し、日本に入国できなくなった場合、現地での滞在の延長に係る費用は自ら負担すること。
- 15.万一、渡航中に死亡した場合は、遺族が遺体（遺骨）の搬送等の責任を持つこと。
- 16.上記以外の事項で疑義が生じた場合又は上記に定めのない事項については、大学の指示に従うこと。

(指導教員)

承認日 _____ 氏名（自署） _____

※日本政府の定める防疫事項・水際対策に基づき、日本入国時に待機が必要となる場合、ホテル名及び住所（やむを得ず、空港周辺のホテル以外で待機する場合はその場所及び住所）を事前に学生・留学生支援課（日本人学生：学生生活係、外国人留学生：留学生係）に申し出ること。

◎指導教員の承認を得た上で提出すること。以下は、記入しないこと。

(学系長)

承認日 _____ 氏名（自署） _____

(理事（教育、学生担当）・副学長)

承認日 _____ 氏名（自署） _____

備考：教員の氏名欄（自署）は、承認の確認できる電子メール等の提出で代えることができる。